

18 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で採用困難と認められる職、獣医学に関する専門的知識を有し採用困難と認められる職又はそれ以外の職で特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用に特別の事情があると認められる職に一定期間支給する。

条例第9条の2

(1) 支給要件

(ア) 支給する職

条例第9条の2

(i) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、次に掲げるものに採用された者

規則7-4-1第2条

a 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの

b 市及び町村に所在する公署のうち次に掲げるものに置かれる職で、採用による欠員の補充が困難であると人事委員会が認めるもの

〔昭和37年通知
第93号〕

仙南保健福祉事務所、仙台保健福祉事務所、北部保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所、東部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所、子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センター

c a及びbに掲げる職以外の職

(ii) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職((i)に掲げる職を除く)で人事委員会規則で定めるもの(注)

条例第9条の2

(iii) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員

規則7-4-1第2条
第2項

(iv) (i) (ii) (iii)以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの(注)

(注)「人事委員会規則で定めるもの」に該当する職はない。

(イ) 職員の範囲

規則7-4-1第3条

(i) 前記(ア)(i)の職に採用された職員であって、その採用が大学(短期大学を除く。)卒業の日から35年を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者については、人事委員会の定める経過期間)内に行われた職員

(ii) 前期(ア)(iii)の職に採用された職員であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われた職員

(ウ) 支給要件の特例

規則7-4-1第4条

前記(ア)の職に在職する職員のうち、前記(イ)に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしている者(以下「第4条各号該当職員」という。)に対しても、この手当を支給する。

(2) 支給期間及び支給額

規則7-4-1第6条

(ア) 支給期間

(i) 前記(1)(ア)(i)の場合 35年

(ii) 前記(1)(ア)(iii)の場合 15年

(イ) 支給額 職員の区分及び期間の区分に応じて、別表第1(給与条例附則第3-2項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)は、当分の間、別表第2)に掲げる額(注)

規則7-4-1第6条
の2

(注) 育児休業法第1-1条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第1-7条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、職員勤務時間条例第2条第2項

の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※ この場合において、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対するこの表の適用については、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものも含む。)卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第4条各号該当職員となった日の前日までの期間に相当する期間は、この手当は支給されていたものとする。

別表第1

職員の区分 期間の区分	1項職員〔前記(1)(ア)(i)〕			2項職員 〔同(iii)〕
	1種〔a〕	2種〔b〕	3種〔c〕	
1年未満	414,800円	368,800円	308,600円	<u>50,000円</u>
1年以上 2年未満	414,800	368,800	308,600	<u>47,000</u>
2年以上 3年未満	414,800	368,800	308,600	<u>44,000</u>
3年以上 4年未満	414,800	368,800	308,600	<u>41,000</u>
4年以上 5年未満	414,800	368,800	308,600	<u>38,000</u>
5年以上 6年未満	414,800	368,800	308,600	<u>35,000</u>
6年以上 7年未満	414,800	368,800	308,600	<u>32,000</u>
7年以上 8年未満	414,800	368,800	308,600	<u>29,000</u>
8年以上 9年未満	414,800	368,800	308,600	<u>26,000</u>
9年以上 10年未満	414,800	368,800	308,600	<u>23,000</u>
10年以上 11年未満	414,800	368,800	308,600	<u>20,000</u>
11年以上 12年未満	414,800	368,800	308,600	<u>17,000</u>
12年以上 13年未満	414,800	368,800	308,600	<u>14,000</u>
13年以上 14年未満	414,800	368,800	308,600	<u>11,000</u>
14年以上 15年未満	414,800	368,800	308,600	<u>8,000</u>
15年以上 16年未満	414,800	368,800	308,600	
16年以上 17年未満	410,400	364,800	305,300	
17年以上 18年未満	406,000	360,800	302,000	
18年以上 19年未満	401,600	356,800	298,700	
19年以上 20年未満	397,200	352,800	295,400	
20年以上 21年未満	392,800	348,800	292,100	
21年以上 22年未満	373,400	331,900	278,300	
22年以上 23年未満	353,600	314,700	264,300	
23年以上 24年未満	334,300	298,000	250,800	
24年以上 25年未満	314,900	281,100	236,900	
25年以上 26年未満	295,400	264,200	223,200	
26年以上 27年未満	272,700	243,400	205,600	
27年以上 28年未満	250,500	223,000	188,500	
28年以上 29年未満	228,100	202,600	171,200	
29年以上 30年未満	205,300	181,800	153,600	
30年以上 31年未満	180,500	159,900	135,600	
31年以上 32年未満	155,600	138,000	117,300	
32年以上 33年未満	131,000	116,300	99,400	
33年以上 34年未満	92,900	84,400	73,400	
34年以上 35年未満	57,600	54,600	49,100	

別表第2

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満		35,000円
1年以上	2年未満	32,900
2年以上	3年未満	30,800
3年以上	4年未満	28,700
4年以上	5年未満	26,600
5年以上	6年未満	24,500
6年以上	7年未満	22,400
7年以上	8年未満	20,300
8年以上	9年未満	18,200
9年以上	10年未満	16,100
10年以上	11年未満	14,000
11年以上	12年未満	11,900
12年以上	13年未満	9,800
13年以上	14年未満	7,700
14年以上	15年未満	5,600

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—4 1 第9条